

草津市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和2年9月30日

草津市監査委員 岡野 則 男

草津市監査委員 山元 宏 和

〔定期監査〕

令和2年1月31日告示分および令和2年3月31日告示分

監査対象：介護保険課

意見・指摘事項	措置状況等
草津市介護保険条例施行規則様式第20号の2中、福祉用具貸与・購入状況の項目について、制度改正に伴い追加・変更されている品目等があるので、当該様式を改正されたい。	草津市介護保険条例施行規則様式第20号の2を改正し、制度改正に伴う福祉用具貸与・購入状況の品目等の追加・変更を行い、令和2年4月1日から施行しました。

監査対象：障害福祉課

意見・指摘事項	措置状況等
障害者福祉センター指定管理業務における事業報告書の記載内容は、仕様書で示している業務内容順にわかりやすく整理し報告するよう、受注者に対して指導されたい。	障害者福祉センター指定管理業務における事業報告書の記載内容を仕様書で示している業務内容順の報告にするよう、今年度の事業計画書から仕様書で示している業務内容順に記載するよう指導しました。

監査対象：交通政策課

意見・指摘事項	措置状況等
<p>各駐車場の定期使用料の還付について、使用者からの申し出による解約に基づく還付を認めるのであれば、それぞれの条例施行規則で具体的に定めることを検討されたい。</p>	<p>各駐車場における使用者からの申し出による解約に基づく定期使用料の還付については、それぞれの条例施行規則で具体的に決めました。</p>

監査対象：スポーツ保健課

意見・指摘事項	措置状況等
<p>委託業務に関する実績報告の提出および業務の履行確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校体力向上プロジェクト業務、中学校体力向上プロジェクト業務ならびにジュニアスポーツフェスティバル KUSATSU2018 開催業務の完了にあたっては、精算報告だけではなく、仕様書に基づく事業の実施や目的に対する成果が確認できるよう、実績報告書の提出を仕様書に明示するとともに、当該報告書により業務の履行確認を適正に行われたい。 また、研究報告書など成果物の納品を求める場合は、仕様書に具体的に明示されるよう、契約書および仕様書の見直しを検討されたい。 ・業務の一部をやむを得ず中止する場合は、たとえ契約書を交わしていない案件であってもその旨報告を求めるとともに、契約変更の必要がなくとも委託料の支払理由を明確にして書面で残されたい。 ・精算報告について、1 契約で複数の業務（小学校体力向上プロジェクト業務）を委託する場合は、事業別に経費を分けて報告を求められたい。 	<p>今後も実施を予定している小学校体力向上プロジェクト業務、中学校体力向上プロジェクト業務について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に基づく事業の実施や目的に対する成果が確認できるよう、実績報告書の提出を仕様書に明示するとともに、当該報告書により業務の履行確認を適正に行うよう改善しました。 また成果物の納品について、契約書および仕様書に追記しました。 ・令和2年度から、業務の一部をやむを得ず中止する場合は、少額な契約においてもその旨報告を求め、経緯や委託料の支払理由について書面で残す取扱いに変更しました。 ・令和2年度から、精算報告について、小学校体力向上プロジェクト業務の事業別に経費を分けて報告する取扱いに変更しました。

監査対象：図書館

意見・指摘事項	措置状況等
<p>草津市立図書館（本館）の施設使用料等の取扱いについて、収納までの期間（長期にわたる現金の保管）や収納日が不定期であり、金庫保管金管理表の運用にも疑義があるので、現金保管に係るリスクを考慮した収納方法の改善を検討するとともに、マニュアル（手順書）を作成されたい。また、現金保管は複数人で確認することを徹底されたい。</p>	<p>施設利用に係る使用料につきましては、毎月10日までに収納するように改め、現金の取扱いおよび保管時は、二人以上で確認をするよう改善しました。併せてこれらの取扱いについてマニュアル（手順書）を作成し、職員に対して周知を行いました。</p>